

一般社団法人日本食品工学会 著作権規程

平成 26 年 6 月 10 日 理事会承認

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本食品工学会(以下、「この学会」という)に投稿もしくは寄稿される著作物(以下、「本著作物」という)の著作権の取り扱いに関する基本事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有する。

- (1) 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいい、著作権法第 12 条(編集著作物)及び第 12 条の 2(データベースの著作物)に定められる著作物を含む。
- (2) 本著作物 以下のいずれかに該当する著作物をいう。
 - ①日本食品工学会誌に投稿もしくは寄稿される、原著論文、技術論文、総説、解説、ノート、レター、その他の著作物
 - ②この学会の年次大会における講演、口頭、ポスター、インダストリアルプラザの発表要旨原稿
 - ③春季講演会、秋季講演会、その他この学会が主催もしくは共催する講演会、シンポジウム等における講演要旨原稿
 - ④この学会が編集、編纂する書籍等出版物に掲載される著作物の原稿
 - ⑤この学会が運営・管理するウェブサイトに掲載される著作物
 - ⑥その他、①から⑤に類するものであって、この学会が指定するもの
- (3) 著作者 著作物を創作する者をいい、著作権法第 12 条(編集著作物)及び第 12 条の 2(データベースの著作物)に定められる著作物の著作者を含む。
- (4) 本著作者 会員、非会員の別を問わず、本著作物の著作者をいう。
- (5) 本著作財産権 本著作物の著作財産権をいい、著作権法第 21 条(複製権)、第 22 条(上演権及び演奏権)、第 22 条の 2(上映権)、第 23 条(公衆送信権等)、第 24 条(口述権)、第 25 条(展示権)、第 26 条(頒布権)、第 26 条の 2(譲渡権)、第 26 条の 3(貸与権)、第 27 条(翻訳権、翻案権等)、及び第 28 条(二次的著作物の利用に関する原著作物の権利)に規定される全ての権利を含む。
- (6) 本著作者人格権 本著作物の著作財産権をいい、著作権法第 18 条(公表権)、第 19 条(氏名表示権)及び第 20 条(同一性保持権)に規定される全て

の権利を含む。

(著作権の帰属)

第 3 条 本著作財産権は、全てこの学会に帰属する。

- 2 本著作財産権は、本著作者がこの学会に対して本著作物を投稿・寄稿した時点をもって本学会に譲渡されたものとする。
- 3 特別な理由により前二項に定める取り扱いが不可能である場合、本著作者は投稿・寄稿を行う際にその旨をこの学会に対して書面で申し出るものとし、かかる場合の取り扱いについては、この学会及び本著作者の協議によって定める。
- 4 前項に定める場合であっても、本著作者は、法令及び前項に定める特別な理由の許容する範囲において、この学会に対し、本著作財産権について、国内外において無償で利用する(複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案及び二次的著作物の利用を含む。)権利を許諾(有償無償を問わず、本学会がサブライセンスを行う権利を含む。)するものとする。
- 5 投稿もしくは寄稿された本著作物がこの学会の出版物に掲載されないことが決定された場合(第 2 条第 2 号②及び③に定める著作物については、年次大会、講演会、シンポジウム等が開催されなくなった場合をいう。)、この学会は、本著作財産権を本著作者に対して返還する。

(著作者人格権の不行使)

第 4 条 本著作者は、この学会及びこの学会が本著作物の利用を許諾した第三者に対し、本著作者人格権を行使しない。

- 2 前項の規定は、この学会及びこの学会が本著作物の利用を許諾した第三者が、本著作物を原著物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。

(著作者による著作物の使用)

第 5 条 本著作者は、当該本著作者が創作した本著作物を利用する場合、その利用目的等、この学会が別途定める事項を記載した書面により、この学会に申請し、その許諾を得るものとする。

- 2 この学会は、当該本著作物の利用が、この学会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める本著作者からの申請を許諾する。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、本著作者は、次の各号に定める場合には、この学会の許諾を得ることなく本著作物を利用できるものとする。

- (1) 本著作者個人又は本著作者が所属する法人もしくは団体のウェブサイトにおいて、自ら創作し

た本著作物を掲載する場合（機関リポジトリへの保存及び公開を含む。）

- (2) 本著作個人又は本著作者が所属する法人もしくは団体が、当該本著作者が創作した本著作物を複製し、他の著作物と合わせた編集体として、無償で特定の関係者に配布する場合、又は閲覧の用に供する場合
- (3) 本著作自身著作物（学位論文、研究発表資料、論文集等を含む）のために複製もしくは翻訳して再利用する場合
- (4) 著作権法第30条から第50条（著作権の制限）において許容された利用を行う場合

（著作者による保証等）

第6条 本著作者は、本著作物が、①第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ドメイン・ネーム及びその他の知的財産権並びにこれらの出願又は登録に関する権利等の知的財産権その他一切の権利を侵害していないこと、②本著作物が二重投稿ではないこと、及び③本著作物が共同著作物である場合には、この学会への投稿もしくは寄稿を行うにあたり、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していることを保証する。

なお、本著作者は、本著作物において第三者の著作物を引用する場合には、出典を明記する。

（二重譲渡の禁止）

第7条 本著作者は、この学会以外の第三者に対し、本

著作物に係る一切の著作財産権の譲渡及びその利用許諾（出版権の設定を含む。）をしてはならない。

（例外的取扱い）

第8条 この学会と他の学協会等が共同して行う事業活動にともなう、編集又は発行する著作物等の著作権について、他の学協会等との間で別段の取決めがなされた場合には、当該取決めを優先する。

（既発行の著作物の取扱い）

第9条 この規程の施行前にこの学会が発行した著作物については、この規程を準用する。

（紛争解決に関する協力）

第10条 本著作物に関する第三者からの権利侵害又は本著作物による第三者に対する権利侵害等、本著作物に関して紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合、本著作及び本学会は相互に協力してこれに対処する。

（協議）

第11条 この規程に定めなき事項及びこの規程の各条項の解釈に疑義が生じた場合、本著作及びこの学会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

（変更）

第12条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うことができる。

（附則）

1. この規程は、理事会で承認されたときから施行する。

一般社団法人日本食品工学会 委員会規程

平成 25 年 12 月 18 日 理事会承認

平成 26 年 2 月 22 日 理事会承認改定

平成 31 年 1 月 12 日 理事会承認

(総則)

第 1 条 一般社団法人日本食品工学会（以下、「この学会」と略す）は、この学会の理事が行う会務の実務を分担、支援する任意の機関として、この学会に次の常任委員会をおく。

- (1) 総務委員会
- (2) 学術活動委員会
- (3) 編集委員会
- (4) 広報委員会
- (5) 人材育成委員会
- (6) 国際交流委員会
- (7) インダストリー委員会

2 常任委員会のもとに必要な応じて臨時の委員会を設けることができる。

3 臨時の委員会として、総務委員会のもとに授賞選考委員会、代議員選挙委員会を設ける。また学術活動委員会のもとに年次大会実行委員会を設ける。

4 すべての委員会の新設、分割、併合、廃止は理事会の議決による。

5 臨時で設けられる、次期会長選考委員会、役員候補選考委員会についてはこの規定とは別に定める。

(委員および委員長の選任)

第 2 条 インダストリー委員会を除く、常任委員会の委員長は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

2 インダストリー委員会を除く、常任委員会の副委員長および委員は、委員長が選任し理事会に報告する。

3 インダストリー委員会の委員長、副委員長、委員の選任については、別に定めるインダストリー委員会規程による。

4 そのほかの臨時の委員会の委員および委員長の選任については、それぞれの委員会が定める内規または細則による。

5 常任委員会の委員長またはその指名者は、オブザーバーとして理事会への出席に努める。

(期間及び任期)

第 3 条 委員の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第 4 条 委員会の会合は委員長が招集する。

2 委員会の運営に関する事項は規程に定める。

3 委員会の規程は理事会で承認されたときから施行する。

4 各委員会の運営の細目に関して、委員会毎に内規または細則を設けることができる。

5 内規または細則を制定、改廃したときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

6 委員会の運営において、理事会、社員総会など、法定の機関の権限を制約することはできない。

(報酬等)

第 5 条 委員は無報酬とする。

2 委員会業務のための費用（旅費を含む）は、原則としてこの学会の法人会計から支弁する。

(変更)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うことができる。

(附則)

この規程は、理事会で承認されたときから施行する。

一般社団法人日本食品工学会 インダストリー委員会規程

平成 31 年 1 月 12 日 理事会承認

(総則)

第 1 条 一般社団法人日本食品工学会（以下、「この学会」と略す）は、この学会の理事が行う会務の実務を分担、支援する任意の機関として、この学会にインダストリー委員会をおく。

(委員の選任及び任期)

第 2 条 委員は、インダストリー委員会への参加を希望する団体会員・維持会員組織の中から選任される。理事会に産学連携担当理事からその団体会員・維持会員組織の参加を提議し承認を得ると共に、委員氏名を報告する。

2 インダストリー委員会への新規入会、脱会は、団体会員・維持会員組織がインダストリー委員会にその希望を伝え、インダストリー委員会から産学連携担当理事を通して理事会に提議し承認を得る。

(委員長及び副委員長の選任)

第 3 条 本委員会には、委員長 1 名と副委員長 1 ～ 2 名をおく。

2 委員長および副委員長は委員の互選により選出、産学連携担当理事を通して理事会に報告し、会長が委嘱する。

(期間及び任期)

第 4 条 委員（委員長、副委員長等を含む）の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、

再任を妨げない。

2 委員の所属する団体会員・維持会員組織の希望により、その組織の中から選任された委員を交代出来る。委員の交代の際はインダストリー委員会の承認を得、インダストリー委員会から産学連携担当理事を通して理事会へ報告を行う。交代者の任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

第 5 条 委員会の会合は委員長が招集する。

2 委員会の運営の細目に関して、内規を設けることができる。

3 内規を制定、改廃したときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

4 委員会の運営において、理事会、社員総会など、法定の機関の権限を制約することはできない。

(報酬等)

第 6 条 委員は無報酬とする。

2 委員会業務のための費用（旅費を含む）は、必要に応じてこの学会の法人会計から支弁する。

(変更)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うことができる。

(附則)

この規程は、理事会で承認されたときから施行する。

一般社団法人日本食品工学会 旅費規程

平成 25 年 12 月 18 日 理事会承認

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本食品工学会（以下、「この学会」という）の役員及び委員会委員、その他、会務担当役員が必要と認める者（以下、「出張者」という）が会務のために出張する場合に支給する旅費について必要な事項を定める。

(会務の範囲)

第 2 条 旅費を支給する会務の範囲は次のとおりとする。

- (1) 会議出席
- (2) 監査
- (3) その他、会務担当役員が会務遂行上必要と認める活動のための出張

(支給の例外)

第 3 条 次の各号の場合は、原則として旅費、宿泊費を支給しない。

- (1) この学会の年次大会開催に併せて行われる会務（開催期間中及びその前後 1 日の間に開催される会議を含む）を行う場合。ただし、年次大会には参加せず、会務のみのために出張する場合はこの限りではない。
- (2) 出張者から旅費の支給を辞退する申し出があった場合。

(支給額の計算)

第 4 条 旅費の額は、原則として、出張者の居住地（以下、「起点」という。）から会務を行う場所（以下、「目的地」という。）までの最も合理的かつ経済的な順路を申請することにより、次のとおり計算する。ただし、業務の

都合、または、天災・事故、その他やむを得ない理由によりこの順路により難いときは、この限りではない。

- (1) 鉄道を利用する場合は、起点最寄り駅から目的地最寄り駅までの往復運賃（特急料金、急行料金を含み、グリーン料金は含まない）、及び最寄り駅前後の交通費実費を合算し、1,000 円未満を切り上げた額とする。
- (2) 順路に航空機の利用が含まれる場合、原則として起点最寄り空港と目的地最寄り空港間の普通席往復割引航空運賃に、前号に準じて計算したそれぞれの最寄り空港までの往復運賃、及び最寄り駅前後の交通費実費を合算し、1,000 円未満を切り上げた額とする。ただし、航空運賃については、出張者からの申出があれば、実費を下回らない範囲で、より低い運賃とすることができる。
- (3) 会議等の開始時刻、終了時刻、その他やむを得ない事情により宿泊が必要な場合には、担当役員の判断に基づき宿泊費を支給することができる。この場合の金額は 1 泊につき一律 10,000 円とする。

(変更)

第 5 条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うことができる。

(附則)

この規程は、理事会で承認されたときから施行する。

一般社団法人日本食品工学会 謝礼等に関する規程

平成 25 年 12 月 18 日 理事会承認

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本食品工学会(以下、「この学会」という)が、その事業の実施にともなって、この学会の会員または非会員に支払う謝礼等について必要な事項を定める。

(謝礼等の範囲)

第 2 条 この規程に定める謝礼等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 講演料、講義料等(以下、「講演料等」という。)、及び講演等の実施に伴う旅行、宿泊等の費用(以下、「講演旅費等」という。)
- (2) 原稿料、翻訳料、校閲料等(以下、原稿料等という。)
- (3) 査読料、編集委員謝礼
- (4) その他、事業実施担当理事が認める謝礼、報酬・料金等。ただし、アルバイト賃金等、居住者(国内に住所を有し、または現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人を言う。以下同じ。)に支払う給与等(所得税法第 28 条第 1 項(給与所得)に定める給与等をいう。以下同じ。)に該当するものを除く。

(支払基準及び金額の目安)

第 3 条 謝礼等の支払基準及び標準的な単価は別表第 1 に掲げるとおりとする。ただし、事業の内容、予算、支払先に応じて、事業実施担当理事が加減することを妨げない。

- 2 別表第 1 に定めのない謝礼等の単価は、事業実施担当理事が、代表理事、会計担当理事の意見を参考に決定する。

(源泉徴収)

第 4 条 謝礼等が次の各号に該当する場合は、源泉徴収を行う。

- (1) 居住者に支払う所得税法第 204 条に定める報酬・料金等(以下、「報酬・料金等」という)。
- (2) 非居住者に支払う所得税法第 212 条に定める国内源泉所得(以下、「国内源泉所得」という)。
- 2 謝礼等を内国法人(人格のない社団等を含む。以下同じ。)に支払う場合は、源泉徴収を行わない。ただし、人格のない社団等は、次の各号が支払い先によって立証されたものをいう。
 - (1) 法人税申告書の控えや納税証明書等により、法

人税を納付する義務があること。

- (2) 定款、規約または日常の活動状況等をみて、個人の単なる集合体ではなく団体として独立して存在していること。
- 3 講演旅費等を、この学会が交通機関や宿泊施設に直接支払う場合は、その費用についての源泉徴収は行わない。
- 4 謝礼等が源泉徴収の対象であるか否かの判断は、国税庁のパンフレット「源泉徴収のあらまし」最新年度版による他、必要に応じ、会計担当理事を通じて専門家の判断を仰ぐものとする。

(領収書等)

第 5 条 謝礼等の支払いを行ったときは、源泉徴収所得税計算書(様式 1)を支払い先に交付し、領収証(様式 2)を受け取るものとする。ただし、支払い先が内国法人であり、別に支払いを証する証票類がある場合はこの限りではない。

- 2 支払い先が複数にわたる場合は、報酬・料金等支払一覧表(様式 3)を作成するものとする。
- 3 領収証及び報酬・料金等支払一覧表は、支払いを行った後、遅滞なく事務所に提出するものとする。源泉徴収税額がある場合、事業実施担当理事は、謝礼等の支払いを行った日の翌月 10 日までに納税できるよう配慮しなければならない。

(支払調書)

第 6 条 事務所は、同一人に対するその年中の報酬・料金等の支払い額の合計が 5 万円を超える居住者について、支払金額や源泉徴収税額などを記載した「支払調書」を作成し、その合計表とともに所定の期日までに所轄税務署に提出するものとする。

- 2 同一人に対するその年中の国内源泉所得の支払い額の合計が 50 万円を超える非居住者についても同様とする。

(変更)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うことができる。

(附則)

この規程は、理事会で承認されたときから施行する。

<別表第 1、様式 1～3 省略>

一般社団法人日本食品工学会 アルバイト雇用規程

平成 25 年 12 月 18 日 理事会承認

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本食品工学会(以下、「この学会」という)が、その事業の実施にともなうアルバイト(臨時雇)の雇用について必要な事項を定める。

(アルバイトの範囲)

第 2 条 この規程に定めるアルバイトは、居住者(国内に住所を有し、または現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人を言う。)であって、給与所得の源泉徴収税額表(日額表)の日雇賃金(日々雇い入れられる人が、労働した日または時間によって算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける(その労働した日以外の日において支払われるものも含む。)給与等をいう。)の支払いを受ける被雇用者をいう。

2 同一人を 31 日以上期間、継続して雇用しないものとする。

(労働条件の通知)

第 3 条 事業実施担当理事またはその指名する者(以下、「雇用責任者」という)は、被雇用者に対し、次の各号を記載した日雇型アルバイト労働条件通知書(様式 1)を作成し、交付するものとする。

(1) 就労日

(2) 就業の場所及び従事すべき業務の内容

(3) 始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項

(4) 基本賃金、通勤手当、時間外労働等割増率、賃金支払日、支払方法

(労働時間等)

第 4 条 労働時間は、午前 5 時から午後 10 時の間で、1 日 8 時間を超えないものとする。やむを得ない事由により 8 時間を超えた場合、また、労働時間が深夜(午後 10 時から午前 5 時)に及ぶこととなった場合は、所定の割増賃金を支払うものとする。

2 労働時間が 6 時間を超える場合は 45 分以上、やむを得ず 8 時間を超えることとなった場合は 1 時間以上の休憩時間を、労働時間の途中で与えるものとする。

3 連続する就労日が 6 日を超えることとなる場合、週 1 日の法定休日を与えるものとする。

4 労働時間の合計は週 40 時間を超えないものとする。

(賃金・手当)

第 5 条 日雇賃金の額は時給 900 円を標準とする。ただし、業務の内容等により、地域別最低賃金を下回らない範囲で雇用責任者が加減することを妨げない。

2 労働時間が法定労働時間(8 時間)を超えた場合に、

超えた時間に対して 25%割増の賃金を支払うものとする。

3 労働時間が深夜の時間帯(午後 10 時から午前 5 時)に及ぶ場合、その時間に対し 25%割増の賃金を支払うものとする。当該労働時間が法定時間外に当たる場合は、50%割増の賃金を支払うものとする。

4 被雇用者の居住地から就業の場所までの交通に費用を要する場合は、最も合理的かつ経済的な順路に基づき計算した往復交通費(100 円未満切り上げとする)、または、日額一律 500 円を、通勤手当として支給することができるものとする。通勤手当は日雇賃金に含めない。

5 賃金及び手当は、原則として事業の終了後に、通貨で、直接被雇用者に支払うものとする。

(領収書等)

第 6 条 雇用責任者は、賃金の支払いを行ったとき、給与所得の源泉徴収税額表(日額表)の内欄を用いて源泉徴収税額を算定し、源泉徴収票(様式 2)を受領者に交付するとともに、領収証(様式 3)を受け取るものとする。

2 雇用責任者は、実績に基づくアルバイト賃金支払一覧表(様式 4)を作成し、領収証とともに事務所に提出するものとする。

(税務手続等)

第 7 条 事務所は、1 月から 6 月までに支払った賃金にかかる源泉徴収税を 7 月 10 日までに、7 月から 12 月までに支払った賃金にかかる源泉徴収税を翌年 1 月 20 日までに、納付(納税額が 0 円の場合は納付書の提出)を行うものとする。

2 事務所は、その年の 1 月から 12 月までの間に支払の確定した賃金の金額や源泉徴収税額などを記載した給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を作成し、翌年 1 月 31 日までに、税務署長に提出するものとする。また、支払った賃金が 50 万円を超えた者については、「給与所得の源泉徴収票」を 2 部作成し、そのうち 1 部を合計表とともに税務署長に提出し、他の 1 部を受領者に交付するものとする。

(変更)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うことができる。

(附則)

この規程は、理事会で承認されたときから施行する。

<様式 1～4 省略>

一般社団法人日本食品工学会 名誉会員内規

平成 25 年 12 月 18 日 理事会承認

2020 年 7 月 18 日 理事会承認

第 1 条 この内規は、一般社団法人日本食品工学会（以下、「この学会」という）の定款第 6 条第 6 号に定める名誉会員について必要な事項を定める。

第 2 条 定款第 6 条第 6 号の「この学会の目的達成に特に功績のあったもの」は次の各号のいずれかを充たすものをいう。

(1) 我が国における食品工学の進展に特に貢献したもの。

(2) この学会の運営に特に貢献したもの。

第 3 条 会員は理事を通じて候補者を理事会に提案することができる。

第 4 条 理事会は、候補者について審議し、妥当と認め

たものを社員総会に推薦する。

第 5 条 社員総会で承認された候補者は、当該社員総会開催の日が属する事業年度の開始の日（6 月 1 日）に遡って名誉会員の資格を得るものとする。

第 6 条 理事会において社員総会への推薦が決定された名誉会員候補者は、翌事業年度分の会費の前納を要しない。

(変更)

第 7 条 この内規の改廃は、理事会の承認を得て行うことができる。

(附則)

この内規は、理事会で承認されたときから施行する。

一般社団法人日本食品工学会 表彰内規

平成 21 年 12 月 18 日 理事会承認

第 1 条 この内規は、一般社団法人日本食品工学会（以下、「この学会」という。）の授賞規程に定めること及び年次大会における優秀発表の表彰を除く表彰について、必要な事項を定める。

第 2 条 表彰される資格を持つものは次のとおりとする。

(1) この学会の会員

(2) 我が国の食品工学の進展に特に貢献したものまたは団体

(3) この学会の運営に特に貢献したものまたは団体。

第 3 条 表彰の種類は次のとおりとする。

(1) 表彰状

(2) 感謝状

(3) その他

第 4 条 会員は理事を通じて表彰対象候補者を理事会に提案することができる。

第 5 条 理事会は、表彰対象候補者について審議し、妥当と認めたものの表彰を決定する。

第 6 条 前条にかかわらず、理事会は、表彰対象者の決定を理事に委任することができる。

第 7 条 この内規の改廃は、理事会の承認を得て行うことができる。

(附則)

この内規は、理事会で承認されたときから施行する。

一般社団法人日本食品工学会 公印規程

平成 25 年 12 月 18 日 理事会承認

(通則)

第 1 条 一般社団法人日本食品工学会（以下「この学会」という。）の公印（以下単に「公印」という。）の名称、管守者、管守方法その他公印に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(公印の種類等)

第 2 条 公印の種類は、以下に示すとおりとする。

- (1) 一般社団法人日本食品工学会代表理事之印
- (2) 一般社団法人日本食品工学会会長之印
- (3) 一般社団法人日本食品工学会之印
- (4) 一般社団法人日本食品工学会銀行之印
- (5) 日本食品工学会誌編集委員長之印
- (6) 日本食品工学会年次大会実行委員長印

2 公印の通称、形状、管守者、押印承認者は別表第 1 のとおりとする。

(新調及び改刻)

第 3 条 公印の新調及び改刻は、会長、副会長及び管守者の合議に基づき、総務担当理事がこれを行い、その公印管守者に交付する。ただし、総務担当理事は、公印の調製及び改刻を、その公印管守者に委任することができる。

- 2 公印管守者は、会長、副会長及び総務担当理事の承認を得た上で、公印の新調及び改刻を行うことができる。

(公印台帳)

第 4 条 総務担当理事は第 1 号様式による公印台帳を作成し、公印の新調、改刻または廃棄のつど必要な事項を記載し保存しておかなければならない。

- 2 第 3 条第 2 項に基づき公印管守者が公印を新調し、または改刻したときは第 1 号様式による公印台帳を作成し総務担当理事に提出するものとする。

(保管)

第 5 条 公印は、常に所定の容器に納め、所定の場所に保管しておかなければならない。

(事故届等)

第 6 条 公印に盗難、紛失等の事故が生じた場合には、その公印管守者は、直ちに必要な処置を講じ、かつ、事故があった公印名、事故の内容、事故後の処置、その他必要な事項を、会長、副会長、総務担当理事に届け出なければならない。

(廃止及び廃棄)

第 7 条 改刻その他の理由により使用しなくなった公印（以下「廃印」という）は、公印使用廃止届（第 2 号様式）をつけて事務所に引き継がなければならない。

- 2 引継ぎを受けた廃印は、使用を廃止した日から 5 年

間保存しなければならない。

- 3 前項の保存期間を経過した廃印は、焼却または裁断の方法により廃棄しなければならない。

(使用)

第 8 条 公印管守者もしくは公印を使用しようとする者は、押印すべき書類を添えて押印承認者の承認を申請するものとする。

- 2 公印管守者は、前項の規程により公印の使用が承認された後に、公印を押印する。
- 3 公印の押印は、朱肉により行うものとする。

(使用区分)

第 9 条 公印の使用区分は次の通りとする

- (1) 法人実印は、契約書類、登記関係書類、公的届出書類、その他提出先から登録印の押印が求められている書類に使用する。
- (2) 法人認印は、会長名で発信する公文書、委嘱状、賞状、その他、提出先から会長名での発行が求められる請求書、領収書などに使用する。
- (3) 学会印は、一般社団法人日本食品工学会名で発行する、公文書、委嘱状、代議員選挙関係文書、投票用紙、請求書、領収書などに使用する。また、学会印を届出印としている銀行口座、郵便振替口座に係る取引書類、届出書類などに使用する。
- (4) 銀行印は、これを届出印としている銀行口座に係る取引書類、届出書類などに使用する。
- (5) 編集委員長印は、日本食品工学会誌編集委員長名で発行する文書類に使用する。
- (6) 大会実行委員長印は、日本食品工学会年次大会実行委員長名で発行する参加証、領収書、その他文書類に使用する。

(公印の省略)

第 10 条 会員宛文書等、この学会内で施行する文書については、公印の押印を省略できるものとする。

(公印印影の印刷)

第 11 条 定例的であつ定型的で一時に多数印刷する文書等のうち、公印の押印を要するものについて、公印管守者は予め総務担当理事の承認を得た上で、その公印の印影を当該文書等に印刷して公印の押印にかえることができる。

(変更)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うことができる。

(附則)

この規程は、理事会で承認されたときから施行する。

別表第 1

名称	通称	形状	寸法	管守者	押印承認者
(1) 一般社団法人日本食品工学会 代表理事之印	法人実印	丸印	18 mm	総務担当理事	会長
(2) 一般社団法人日本食品工学会 会長之印	法人認印	丸印	16 mm	学会事務所	会長
(3) 一般社団法人日本食品工学会之印	学会印	角印	21 mm	学会事務所	会長、副会長 担当理事、委員長
(4) 一般社団法人日本食品工学会 銀行之印	銀行印	丸印	16 mm	会計担当理事	会計担当理事
(5) 日本食品工学会誌 編集委員長之印	編集委員長印	丸印	16 mm	学会事務所	日本食品工学会誌 編集委員長
(6) 日本食品工学会年次大会 実行委員長印	大会実行 委員長印	角印	26 mm	年次大会 実行委員長	年次大会 実行委員長

<第 1 号様式，第 2 号様式省略>

一般社団法人日本食品工学会 授賞規程

平成 31 年 1 月 12 日

一般社団法人日本食品工学会定款第 5 条および第 8 条に基づき、授賞に関して次のように定める。

(賞の種類)

第 1 条 本会に学会賞、技術賞、研究賞、奨励賞、産学官連携賞、論文賞を設ける。

(学会賞)

第 2 条 学会賞は、食品工学の学術的な発展に特別な貢献のある業績をあげた者に授与する。

(技術賞)

第 3 条 技術賞は、食品工学に関する産業活動の発展に特別な貢献のある業績をあげた者に授与する。

(研究賞)

第 4 条 研究賞は、食品工学に関する分野の研究における特別な貢献のある業績を挙げたものに授与する。

(奨励賞)

第 5 条 奨励賞は、食品工学の進歩に寄与する優れた研究を行い、なお将来一層の発展が期待される者に授与する。

(産学官連携賞)

第 6 条 産学官連携賞は、企業が大学・公的研究機関等との連携により、食品工学の発展に貢献のある業績をあげた共同研究に参画した者に授与する。

(論文賞)

第 7 条 論文賞は、日本食品工学会誌に投稿された論文(総説・解説を含む)の中から優秀な論文を選定して表彰する。

(受賞者資格)

第 8 条 受賞者は、原則として本会会員とする。ただし、学会賞・研究賞および奨励賞については本会正会員・学生会員とする。論文賞については、当該論文著者の少なくとも 1 名または 1 団体が本会会員であるものとする。

(授賞件数)

第 9 条 授賞件数は原則として、論文賞を除く各賞は年 1 件、論文賞は年 2 件とする。ただし、当該年に該当

する業績が見あたらない場合は、その限りでない。

(候補者の選考)

第 10 条 受賞候補者は、授賞選考委員会が選考する。

2 受賞候補者の募集および選考に関する詳細は、授賞選考委員会で決める。

3 授賞選考委員会は、論文賞については本会の編集委員会から受賞候補となる論文とその著者の推薦を受けるものとする。また、技術賞及び産学官連携賞に関してはインダストリー委員会に受賞候補者選考に係わる意見を聴取することができる。

4 受賞候補者は、当該受賞候補者が関与する賞の選考に加わることはできない。

(授賞選考委員会)

第 11 条 授賞選考委員会委員長は、理事会の推薦を受け会長が委嘱する。

2 授賞選考委員は委員長が選任し理事会に報告する。

3 委員の定数は 7 名程度とし、任期は 1 年とする。再任をさまたげない。

4 委員長は会議を召集し主宰する。

(決定)

第 12 条 受賞者の決定は、授賞選考委員会の候補者選考結果にもとづき、理事会にて行う。

(授与)

第 13 条 賞の授与は年次大会において行い、受賞者には賞状および副賞を授与する。

(費用)

第 14 条 授賞に要する費用は、本会の経費および寄附金をもってあてる。

制定：2002 年 8 月 7 日

改正：2003 年 8 月 5 日

改正：2005 年 7 月 28 日

改正：2010 年 8 月 3 日

一般社団法人への移行にともなう字句修正：

2014 年 2 月 28 日

改正：2019 年 1 月 12 日

一般社団法人日本食品工学会 代議員選挙細則

平成 25 年 2 月 23 日理事会承認

(総則)

第 1 条 定款第 6 条第 3 項に定める代議員の選挙は、本細則による。

(代議員の定数)

第 2 条 代議員数は、定款第 6 条第 2 項に基づいて理事会が定める。

(選挙管理委員会)

第 3 条 代議員選挙の業務を行う選挙管理委員会（以下「委員会」という）を設置する。

- 2 委員長および委員は、選挙実施年度に理事に就任していない正会員とする。
- 3 委員長は会長が委嘱し、委員は委員長が委嘱する。
- 4 委員長及び委員の任期は、代議員選挙結果の報告完了のときまでとする。

(選挙の公示)

第 4 条 委員会は、代議員選挙の実施を日本食品工学会誌及び日本食品工学会ホームページ（以下「HP」という）に公示し、正会員から立候補者を募集する。

(候補者の推薦)

第 5 条 立候補者が代議員定数に満たない場合は、委員会が定数を超えない範囲で候補者を推薦するものとする。

(代議員の選出)

第 6 条 代議員の選出は、無記名の投票により行う。

- 2 投票権は、第 4 条の選挙公示月の前月末時点の正会員 1 名につき 1 票とする。
- 3 定数を超える候補者がある場合、投票は、定数までの候補者に印をつけることにより行い、得票数の多い順に定数までの候補者を当選者とする。

4 定数を超える候補者がいない場合、投票は、候補者の中の不信任者に印をつけることにより行い、不信任投票数が、第 2 項の有権者数の 10 分の 1 未満のものを当選者とする。

5 第 4 項の不信任投票の結果、定数を大きく欠くことになった場合は、再選挙を行うことができるものとする。

(選挙の結果)

第 7 条 委員長は、選挙が適正に行われたことを会長及び監事に報告しなければならない。

- 2 委員長は、当選者を確定し、本人に通知するとともに、日本食品工学会誌及び HP を通じて公表する。

(代議員の任期)

第 8 条 定款第 6 条第 6 項の代議員の任期は、選出後最初に開催される定時社員総会終結のときに始まるものとし、それまでは内定者とする。

(代議員の補欠)

第 9 条 定款第 6 条第 7 項により代議員の補欠選挙を行う場合は、第 3 条から第 7 条を準用して行う。

(変更)

第 10 条 本細則の変更は、理事会の承認を得て行う。

附則 本細則は、一般社団法人日本食品工学会設立初年度（平成 24 年度）の第 1 回理事会において承認されたときから実施する。

- 2 第 1 回代議員選挙における投票権は、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 25 年 5 月 1 日現在の正会員 1 名につき 1 票とする。

一般社団法人日本食品工学会 次期役員候補者選考方法内規

平成 26 年 7 月 13 日 理事会承認

第 1 条 この内規は、一般社団法人日本食品工学会の次期役員候補者を選考する方法について必要な事項を定める。

第 2 条 次期役員候補者の選考は、会長候補者選考と役員候補者選考の 2 段階で行う。

第 3 条 現会長は、理事会の議を経て会長候補者選考委員長を任命する。

第 4 条 会長候補者選考委員長は、正会員の中から 4 名以上の選考委員を選出し、会長候補者選考委員会を組織する。なお、選考委員のうち少なくとも 1 名は産業界から選出する。

第 5 条 会長候補者選考委員会は、次期会長候補者を選考し、理事会に推薦する。

第 6 条 理事会で決定された次期会長候補者は、役員候

補者選考委員長として、会長候補者選考委員会の委員とともに役員候補者選考委員会を組織する。会長候補者選考委員長は、役員候補者選考委員会の副委員長を務める。

第 7 条 役員候補者選考委員会は、会長を除く次期役員（副会長、理事、監事）候補者を選考し、理事会に推薦する。

第 8 条 理事会は、次期役員候補者を決定し、社員総会に提案する。

第 9 条 この内規の改廃は、理事会の承認を得て行うことができる。

（附則）

この内規は、理事会で承認されたときから施行する。